

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成27年9月17日(2015.9.17)

【公開番号】特開2014-40299(P2014-40299A)

【公開日】平成26年3月6日(2014.3.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-012

【出願番号】特願2012-182988(P2012-182988)

【国際特許分類】

B 6 5 H 1/26 (2006.01)

B 6 5 H 31/00 (2006.01)

B 4 1 J 13/00 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 1/26 3 1 0 J

B 6 5 H 31/00 Z

B 4 1 J 13/00

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月31日(2015.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録装置であって、

記録部と、

前記記録部に給送される第1の記録媒体を載置する第1の載置面を有する下段載置部と

、前記記録部に給送される第2の記録媒体を載置する第2の載置面を有し、前記下段載置部の上方で、かつ前記下段載置部に対してスライドする上段載置部と、

前記第2の載置面の上方に位置して前記記録部で記録された第1および第2の記録媒体を載置する第3の載置面を有する記録媒体受け部と、

前記下段載置部の給送方向における一方の端部側で、前記下段載置部に対して前記記録媒体受け部を回動可能に連結する連結部と、

前記下段載置部の前記給送方向における他方の端部側で、前記下段載置部に対して前記上段載置部を回動可能な回動部と、

を備えたことを特徴とする記録装置。

【請求項2】

請求項1記載の記録装置であって、

前記上段載置部の前記給送方向の長さは、前記下段載置部の長さより短いことを特徴とする記録装置。

【請求項3】

請求項2記載の記録装置であって、

前記上段載置部は、前記給送方向の前記一方の端部側に位置した時に、前記下段載置部の前記第1の載置面に載置された第1の記録媒体が給送可能であることを特徴とする記録装置。

【請求項4】

請求項3記載の記録装置であって、

前記上段載置部は、前記給送方向の前記一方の端部側に位置した時に、前記上段載置部の前記第2の載置面に載置された第2の記録媒体が給送可能であることを特徴とする記録装置。

【請求項5】

記録装置に着脱可能な記録媒体カセットであって、

前記記録装置の記録部に給送される第1の記録媒体を載置する第1の載置面を有する下段載置部と、

前記記録装置の前記記録部に給送される第2の記録媒体を載置する第2の載置面を有し、前記下段載置部の上方で、かつ前記下段載置部に対してスライドする上段載置部と、

前記第2の載置面の上方に位置して前記記録部で記録された第1および第2の記録媒体を載置する第3の載置面を有する記録媒体受け部と、

前記下段載置部の給送方向における一方の端部側で、前記下段載置部に対して前記記録媒体受け部を回動可能に連結する連結部と、

前記下段載置部の前記給送方向における他方の端部側で、前記下段載置部に対して前記上段載置部を回動可能な回動部と、

を備えたことを特徴とする記録媒体カセット。